

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程

(平成23年8月26日 規約第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）定款第17条及び第33条の規定に基づき、常勤役員、非常勤役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

第2条 常勤役員の報酬は本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。

2 非常勤役員の報酬は、評議員会・理事会出席謝金とし、その額は、評議員会又は理事会への出席の都度1日当たり21,000円（税込）以内とする。

3 前項のほか、非常勤理事長及び非常勤常務理事が業務の執行に従事した日並びに非常勤監事が監査の業務に従事した日について、1日当たり21,000円（税込）以内の報酬を支給する。

4 評議員に対し支給する報酬は、評議員会出席謝金とし、その額は、定款第17条第1項において定められた年額の総額の範囲内で、評議員会への出席の都度1回当たり21,000円（税込）以内とする。

5 前3項の規定にかかわらず、現に他から報酬を受ける非常勤役員及び評議員に対しては、報酬を支給しないことがある。

6 第1項から第4項までに定める報酬のほか、役員等に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その日の直前の休日でない日）とする。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬については、原則として報酬が発生した日ごとに支給する。

(常勤役員の報酬の計算)

第4条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日

まで報酬を支給する。

- 2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行うものとする。

(慰労金)

第5条 常勤役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第6条 第2条に規定する報酬等及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定の例による。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事に関しては理事会で、監事及び評議員に関しては評議員会で、それぞれ別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（以下「登記日」という。）から施行する。

(廃止規程)

- 2 財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル役員給与規程（平成22年規約第3号。）は、登記日をもって廃止する。

附 則（平成27年3月10日規約第2号）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日規約第3号）

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年6月20日規約第2号）

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日規約第2号）

この規約は、平成29年3月7日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月8日規約第2号）

この規約は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月14日規約第2号）

この規約は、平成31年3月14日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

別 表 (月額報酬)

役 職	本俸	役員手当
理 事 長	896,000円以内	397,000円以内
常務理事・理事	809,000円以内	326,000円以内